

(A) 会派代表質問

[令和2年 第4回定例会]-[2020年06月11日]

◆50番（織田勝久） 私は、みらい川崎市議会議員団を代表して、今定例会に提案された諸議案及び市政一般について代表質問を行います。

まず冒頭に、本市在住で北朝鮮に拉致された横田めぐみさんのお父様で、拉致被害者家族会の初代会長を務められました横田滋さんが5日にお亡くなりになりました。ここに謹んでお悔やみを申し上げる次第でございます。横田さんの無念の思いを心にいたしますと、ざんきの念に駆られますこと本当にしきりでございます。究極の人権侵害でございます、この拉致事件を決して風化させることなく、その解決に向けて引き続き我が会派も行動をしっかりと共にしてまいる決意でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の下で多くの市民が従来の生活様式からの変更を余儀なくされ、いまだ閉塞感が重くのしかかる現状でございます。これまで医療従事者をはじめとする感染症対策下の市民の生活を支えていただいております各方面の関係各位に、改めて深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。くしくも、この6月は大阪府池田小学校での児童殺傷事件から丸19年、そして登戸の児童殺傷事件から1年が経過をするタイミングでもあります。この際に、子どもの安全・安心への取組には不断の努力が必要であるということを改めて強く再認識をするものであります。また、関連して、犯罪被害者等の支援についても、その条例化を求めてまいりました。定例会終了後に予定されているサマーレビューにおきまして、その方向性が確定すると仄聞するところでございます。早期の条例化を強く期待するものです。

ところで、先日、我が国の出生率低下による少子化加速の実態が国の人口動態統計から明らかになりました。子育て環境の一層の充実が議会として取り組むべき最優先の課題の一つであります。今回の

代表質問では子どもに関わる施策を、またしっかりと取り上げてまいりたいと考えているところでもございます。子どもたちが将来にわたり夢と希望を持ち続け、自己実現につなげることのできる社会は、とりもなおさず全ての市民が心豊かに生活することのできる社会であると演繹できると考えます。我が会派は市議会において、子どもたちの未来に責任を果たす議会活動の中核をこれからも担い続ける決意を改めて表明させていただきます、以下、質疑に参ります。

初めに、財政収支フレーム及び収支見通しについて伺います。平成30年3月、今後の財政運営の基本的な考え方を改定してから3年目となりました。景気変動や相次ぐ自然災害なども影響し、既に歳入や歳出において実績との間に乖離が生じています。発生している差異について具体的に伺います。次に、新型コロナウイルス感染症対策等に対する重ねての補正予算など、財政状況はその都度大きく変化をしております。また、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについてが国から通知され、本市の法人関係地方税を中心に収税見込みの下方修正が避けられない状況と考えます。そこで、本市の予測する減収額の見込みについて伺います。また、以上を含めて、川崎市総合計画第3期実施計画策定に先立ち、早急に収支フレーム等の見直しが必要であると考えますが、見解を具体的に伺います。

次に、過去のリーマンショック危機から、地方税収の悪化は景況悪化の直後ではなく、遅れて2～3年経過したときに深刻化することを経験したところです。この経験を基にすれば、第3期実施計画の初年度である令和4年度から財政がさらに悪化すると推測されます。この厳しい財政状況下において現実実施計画と次期実施計画の見直しをどのように行うのか、強く懸念されるところです。事業を行う上での目標値や成果指標等の見直し、費用対効果の発現実績など、特に新規事業においてはこれまで以上に明確な目標設定が必要と考えます。今後の対応について考え方を伺います。

次に、本市財政に大きな影響を及ぼす扶助費については、新型コロナウイルス感染拡大による休業等の影響により、生活保護に関する問合せが増加しているとのこと。厚生労働省によると、3月の生活保護申請件数が2万1,000件を超え、前年同月比7.4%増とのことですが、本市の直近の状況及び見解を伺います。

次に、地方分権改革と地方財政制度の課題について伺います。新型コロナウイルス感染症対策下において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用の下とはいえ、本市はかつての機関委任事務的な役割を担わされ、本市職員に業務の繁忙と混乱をもたらし、さらに本市の独自施策の展開に影響を及ぼしてきたところです。改めて地方分権に関わる一連の施策の見直しを行う機会と考えます。平成25年5月に特別自治市制度の基本的な考え方が示されています。現状におけるこの特別自治市制度の創出について、市長の課題認識と今後の取組の考え方を伺います。あわせて、現在の感染症対策下において、分権施策を展開する上での課題等の所感について伺っておきます。

次に、平成29年3月に新たな地方分権改革の推進に関する方針が策定されました。その中で、国の権限や財源を本市に移譲する取組として提案募集方式の活用が示されています。権限移譲及び義務づけ、枠づけの見直しに向けて、この間の取組の実績について伺います。あわせて、制度運用上の課題についても伺います。次に、県との協議に基づく権限移譲の推進もさらに重要であります。平成28年度に指定都市都道府県調整会議が設置されました。これは、本市と神奈川県の間で二重行政などを解消するための地方自治法で位置づけられた協議の場です。過去に横浜市は県と協議を行った経過がありますが、残念ながら本市と県ではいまだ一度も開催されておりません。積極的な活用を求めておきます。本市として優先的に取り組むべきテーマについて、また、調整会議の活用がなされない理由について伺います。

次に、県との関係において、例えば県単独補助事業など深刻な課題と認識しています。そもそも指定都市と一般市で、補助率の格差問題もさることながら、川崎市民が県民税を負担していることを鑑みても、市民の租税負担による受益と負担の公平性の視点からも看過できない根本的な課題と考えます。改善に向けての対応を伺います。

次に、東京事務所の活用について伺います。国や政党などへの情報収集や働きかけなど、これまで以上に積極的な活用が望まれます。これからの取組の在り方と活動の一層の活性化に向けて現状の課題について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により遅延している行政計画、業務及び不用が想定される事業について伺います。遅延している行政計画について調査したところ、健康福祉局のかわさき保健医療プランや病院局の仮称川崎市立病院中期経営計画など、他局でも幾つかの行政計画において進捗に影響が生じているものが散見されます。当局はどのように把握し、対応を検討しているのか伺います。また、行政計画策定が遅延した場合の事務事業への影響及び総合計画第2期実施計画への影響について伺います。8月下旬には第2期実施計画の中間評価も予定されています。影響について伺います。また、例年、常任委員会開催直前に膨大な資料が提供されます。常任委員会における議論を適切に行うためにも、資料提供については工夫するよう毎年継続して求めています。この間、改善が見受けられませんが、今年は適切に実施されるのか伺います。さらに、令和元年度に策定予定だった行政計画で遅延している事業と、その対応についても伺っておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により積み残している業務については大きな課題と考えます。とりわけ乳幼児健康診査事業や両親学級を含む各種教室事業、母子訪問指導事業、児童生徒の健康診断などは、子どもたちの生命や、場合によっては虐待等の早期発見につながることから、対応につ

いては明確な方向性を示すことが求められます。6月1日付で再開する旨の文書が当局から発出されましたが、おのおのの事業における対象者数と今後の対応について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により不用となる事務事業について伺います。令和2年第1回定例会の際に、今後の感染症拡大に伴い事業執行が困難になる事業の抽出を求めてきました。第1四半期であるものの、既に多摩川花火大会をはじめ各種イベントの中止が発表されるなど、それに伴う予算の執行減が予測されます。現状どの程度の事業が執行減になるのか伺います。また、減額見込額と、さらに今後の方向性について伺います。

次に、防災・減災対策全般について伺います。まず、避難所の在り方について伺います。新型コロナウイルス感染症拡大により、感染症リスクを見据え、避難所運営を含む防災対策全般を見直す必要が出てきました。4月上旬に国より発出された文書では、避難所運営に対する平時の事前準備や、さらなる取組が促されています。そこで、市民に必要となる情報や内容について、我が会派は周知啓発が重要と指摘し、市ホームページへの掲載なども行われましたが、あらゆる機会を通じた取組が求められます。見解とその後の対応について伺います。

特に、従来型の避難所は3密になりやすい環境です。災害時に避難所以外の場所へも避難する分散避難を周知することが求められています。今後の避難所運営をどのように考えるのか本市の具体的な対応を伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解いたしましたので、答弁は結構です。

次に、避難所運営マニュアルへの反映についてですが、これまでの標準例は具体性に欠けており、課題を整理して改善すべきと提言を行い、出水期に向けて標準例の更新、改定を踏まえた上で、避難所ごとの特性に合わせた避難所運営マニュアルの改定作業を行うよう取組を求めてまいりました。その進捗と併せて新たな対応策について標準例へ追記するとともに、連携する自主防災組織や避難所運営会議、

学校関係者への周知徹底を図るべきですが、見解と対応を伺います。また、可能な限り多くの避難所開設が求められています。そのためには新たな避難所開設も検討すべきです。我が会派では、県立高校などさらなる公共施設の活用も提案してきました。その後の進捗について伺います。加えて、仮に新しく避難所が設置された場合の運営主体や動員体制の拡大など、人員確保への見解と対応を伺います。さらに、浸水被害最終検証報告書によると、およそ1割の職員が避難所での職務を理解せぬまま従事した事実がありました。複合災害に対応する職員研修の実施について出水期までに取り組むべきです。見解と対応、今後のスケジュールを伺います。

次に、避難者の健康状態の確認について、症候群サーベイランスを参考とし、避難所への到着時に行うことを推奨しています。取組手法と体制構築について伺います。また、有資格者等の避難所配置など、運用面や自宅療養する新型コロナウイルス感染症患者が避難する場合の事前検討など、移動手法について課題認識と対応を伺います。さらに、避難所で疑わしき患者が発生した場合、専用のスペースやトイレの確保、一般避難者とのゾーン分離及び動線の確保等を行うとしています。各避難所の構造等を踏まえた事前協議、検討が必要です。見解と対応を伺います。次に、資器材の備蓄について伺います。マスクをはじめ飛沫の飛散防止を考慮した受付等へのビニール幕や避難者の間仕切り、体調把握に必要となる体温計や申告する問診表の準備、記載するためのペンやフォルダ、出入口や、それら資器材の消毒を実施する消毒液等の備蓄品の準備が欠かせません。これらの備蓄等の必要性について見解と対応を伺います。次に、避難所運営に関連して職員の資質向上、ペット同行避難や避難所の受付体制など、運用上の新たなルールの策定など、令和2年第2回臨時会でただした避難所運営の各課題について、その後の進捗と、さらなる課題についても伺います。次に、我が会派は避難行動要支援者に対する個別支援計画の必要性について提言してきましたが、令和2年第1回定例会の代表質問に対して、個別

支援計画の作成を視野に入れるため、現在、関係者からのヒアリングを進め、制度のブラッシュアップが必要であるとの認識が示されました。また、今後は検証結果を踏まえ、日頃から要援護者に携わっている関係局区が中心となり、要援護者一人一人に応じた支援制度となるよう、出水期をめぐり意見をとりまとめしていくとの答弁がありました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響があり、面談等が中止になったと仄聞しますが、今後の進め方について伺います。

次に、排水樋管周辺地域の浸水に関する検証報告について伺います。令和元年東日本台風では小河内ダム総排水量が多摩川の水位上昇に大きく影響したと思われます。しかし、検証報告書に記載されている操作手順においては今までと変わらず多摩川水位の情報の収集としか扱っておらず、第三者の意見においても上流側の水位変動を把握しておくべきとの指摘がありますが、水位変動に関する検証が存在していません。また、浸水シミュレーションに用いた多摩川水位の設定根拠について、発災当日の既往最高水位で収まるとの認識は危機管理意識が薄いと言わざるを得ません。市長は警戒体制会議において最悪のケースを考えるよう述べられておりますが、計画高水位を超える河川の上昇を想定しなかったことは職員の災害イマジネーションの欠如を如実に表しており、水位上昇への判断基準が明確化されていないことも大きな課題点です。今後は、近年の水位変動や多摩川流域の雨量、各観測地点での水位、小河内ダムの放流量など客観的なデータを基に、過去の事例を参考にした水位上昇の予想モデルの構築と、その予想については関係局区との認識共有を行うべきと考えますが、危機管理監に見解と対応を伺います。

次に、甚大な被害をもたらした各排水樋管周辺地域のハード対策については、中期計画における局地的な浸水対策に位置づけ、時間軸を考慮した段階的な整備や各メニューを組み合わせた対策を今年度より検討するとしています。まず、検討を行う体制構築とスケジュールについて見解と対応を伺います。特に

山王排水樋管の中長期対策については、地元町内会からゲートポンプ及び雨水貯留管の設置が求められており、藤倉副市長も要望書を受け取るとともに、3月中旬には現地視察にも訪れたと伺っております。視察当日の詳細と、その考察をどのように生かすのか伺います。

次に、検証報告の住民説明会については、今回の感染症に関わる情勢等を踏まえて、まず各町内会への対応を行ったとのこと。さきの代表質疑に対して、町内会と調整し、告知の方法についても検討するとしています。今後は3密への対応など感染症対策を行いながら丁寧に取り組むべきですが、進捗状況とスケジュールについて伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構でございます。

また、町内会や住民説明の際に寄せられる意見要望について、その集約や施策への反映、その後の対応状況が困難になる懸念があります。令和2年第2回臨時会の我が会派の代表質疑に対して、住民説明会等、様々な機会に寄せられる御意見や御要望に対しても真摯に受け止め、適切な対応をしてみたいとしながらも、第三者への意見聴取については必要に応じてと答弁するなど、いまだ消極的に映ります。これまで指摘した対策手法を検討する体制づくりとともに、検証報告後に寄せられる意見要望についても第三者への意見聴取を行う検証体制の構築が肝要です。見解と対応を伺います。

次に、鷺沼駅周辺再編整備事業について伺います。初めに、環境アセスの手続について、環境影響評価準備書の作成状況と住民説明会の予定スケジュールについて伺います。

次に、新しい宮前市民館・図書館基本計画案が策定され、パブリックコメントに供されております。宮前区全体の活性化を促す核としての地域生活拠点の形成、文化・交流拠点の形成及び新たなコミュニティの創出等が駅前に公共機能を整備する大目的となっております。かねてから我が会派は、宮前区のみならず、細長い形状の川崎市中域の文化芸術の殿堂としてのにぎわいや文化の創出等の目的も兼ね

て、この市民館・図書館を整備することを提案してきましたが、本市の見解を市長に伺います。

次に、市民館・図書館を整備する上で、飲食のできるフリースペース、多目的スペースの整備及び図書館の充実した閲覧スペースの確保等が、区民の特に強い要望となっております。市民館、区役所相互の諸室の共用化の可能性と併せて伺います。次に、規模については現施設と同程度の施設規模を基本とされております。特に市民館については他の区と異なり、代替施設を持たない宮前区で新規に整備する公共施設です。可能性としてどの程度の、どの規模の伸び代が考えられるのか、また、伸び代とするにはどのような要因や機能が考えられるのか伺います。次に、ワーキングスペースの整備も区民から待望される機能です。整備の方向性について伺います。次に、新しい宮前市民館・図書館の整備計画の進捗については、新型コロナウイルス感染症対策などにより、当初案のスケジュールに影響はないのか伺っておきます。

次に、本再編整備地区における容積率の考え方について伺います。本件については、特に規制緩和を行わずに、当該地の用途地域である商業地域の上限500%を利用した開発と理解してきました。ところが一方では、規制緩和で拡大した結果、実際の容積率は750%であるとの主張があります。仮に、建築基準法の容積対象床面積算出の除外規定の部分を算入して750%と主張しているのであれば、大変な誤解を市民に与える懸念を抱くものです。この解釈についてまちづくり局の見解を伺っておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における医療体制等について伺います。本市では4月6日に市医療調整本部を設置しています。災害時の保健医療調整本部に準じて設置されたとのことですが、設置の目的、役割、構成を伺います。次に、神奈川モデルに基づく本市の病床数の確保についてです。これまで高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院の協力の下、病床数を確保してきました。神奈川県は6月1日に緊急事態宣言解除後の医療供給体制を発表し、その中で感染患者のために今後維持する病床数の目安を示しました。このまま感染拡大の警戒アラート発動がない状況が続け

ば、7月1日時点で現在より2割程度病床数を減らし、日常的な医療を回復させるとしています。さらに、一方では、警戒アラートを発動した場合には、発動から2週間以内に現在の1.3倍の1,000床を増やすとしています。本市は現在、神奈川モデル認定協力医療機関に照会をかけていると仄聞します。それぞれの場合について病床数確保の考え方を伺います。次に、医療従事者の人材確保について伺います。新型コロナウイルス感染症対策下では、人工呼吸器やECMO等の使用が必要なケースを含めて医療従事者の不足が顕在化しました。人材確保に向けた課題と対応を伺います。次に、医療資器材の確保について伺います。医療資器材の不足は医療従事者の安全と生命を危険にさらすだけでなく、院内感染の懸念など社会的な不安につながります。現在市内の医療機関での医療資器材の不足は解消されているのか、また、どのようなルートで提供されているのか伺います。また、今後の第2波に備えて、あらかじめ医療資器材の備蓄や供給ルートの確保が必要です。本市の備蓄の有無、供給ルートの検討状況を伺います。

次に、PCR検査について伺います。本市では現在、市内3か所のPCR集合検査場を設けています。かかりつけ医が窓口となり、PCR検査につなげる検査体制となっています。今後も集合検査場を継続して設置するのか伺います。また、厚生労働省は、発症の2～3日前から他者に感染させる可能性があることから、5月29日に濃厚接触者全員をPCR検査の対象とするように都道府県などに通知したとのこと。この方針によれば、今後、検査数が増加することにつながると想定されますが、本市の対応を伺います。次に、新型コロナウイルス感染症の治療等に当たった医療従事者等へのメンタルヘルスクアをどのように図るのか、本市の対応を伺います。次に、医療機関への支援策について伺います。今回の新型コロナウイルス感染症への対応では、市内医療機関や医療従事者の懸命の努力により、医療崩壊に至らず今日を迎えております。他方で、医療機関は受診の自粛、風評等によって、さらに、神奈川モデルにお

いては新型コロナウイルス感染症対応のために、急を要しない入院や手術を抑制して病床を確保するなどにより、収入が大幅に減少しています。医療機関への支援について本市の考え方を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う市民利用施設への対応について伺います。これまで各区スポーツセンター等における市民利用施設の利用中止の際に生じた本庁条例所管局と管理運営所管の区役所間での連携不足、縦割りの状況について速やかに改善を図るよう求めてきました。とりわけ昨年の台風検証から続く条例所管局の消極的な対応は、危機管理上大きな課題であることから、部局横断的な連携構築のために3名の副市長がリーダーシップを発揮するように求めてまいりました。まず、緊急事態宣言が解除された現在、これまでの政策判断や対応の中で見いだした課題について伺います。また、第2波への備えについて具体的な方針を伺います。

次に、市民利用施設については、6月1日から段階的に再開することが5月25日の感染症対策本部会議を経て市ホームページなどで発出されています。しかし、スポーツセンター等では5月下旬の時点で6月1日からの再開についての案内等はホームページ上に掲載されておりませんでした。条例所管局と指定管理者との間で十分な情報共有がなされているのか疑問であります。この間、繰り返し質疑しておりますが、市民利用施設における最終的な責任の所在はどこの部署になるのか、明確にお示しください。

次に、市民利用施設の一つである市民館の再開について調査したところ、区役所が中心となり、国や各種団体等が示す公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインなどを活用し、対応に当たっているとのことでした。市民館の条例所管局は教育委員会ですが、管理運営については区長が権限を持つ事務委任となっています。教育委員会と各区役所の政策判断における意思疎通の在り方について課題はないのか、教育委員会に伺います。また、市民館の館長は各区生涯学習支援課長が兼務しています。再開に当たり現場である市民館と本庁との調整役としての役割が求められますが、どのように

機能したのか伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、本市の危機管理体制について伺います。4月16日に緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことに伴い、17日から本市においては初めての川崎市業務継続計画——BCPが発動され、5月25日に解除されました。この間の職員の出勤率及びBCP発動による効果や見いだした課題について伺います。

次に、今回発動されたBCPは川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画と異なり、出勤抑制のため在宅勤務を余儀なくされています。業務上、個人情報取り扱いや、イントラネットシステムでの作業、システムによる設計業務等を行っている職場については対応に苦慮したと仄聞します。職員の在宅勤務における業務実績をどのように確認し、評価したのか伺います。また、働き方改革に向けたICT化として、今年度イントラネットシステムが使える移動式端末を55台契約するとのことですが、感染症の第2波に備え、在宅勤務やサテライトオフィスの対応を早急に検討する必要があると考えますが、今後の対応を伺います。

次に、国からは新しい生活様式が示されました。ICT環境整備が進まない中で、働き方の新しいスタイルにどのように対応するのか伺います。

次に、特別定額給付金事業について伺います。まず、事業を行う上での課題について伺います。次に、区役所等において外国籍の市民の方々が来庁され、窓口が混雑しているとのこと。郵送された申請書に外国語での案内がないことが原因とのこと。窓口に対応のマニュアルもないと仄聞しますが、今後の対応について伺います。次に、オンライン申請を取りやめている自治体が散見されます。本市の見解と対応を伺います。

次に、川崎じもと応援券について伺います。6月3日に発出された情報提供資料では販売方法等について示されております。我が会派は、感染症の再流行に対する懸念から、緊急事態宣言の解除判断

等を参考に、販売延期の判断や必要な使用期間の見直しを柔軟に行うよう提案してきました。購入申込受付が6月12日から開始されていますが、再流行した場合の対応について、販売期間や利用期間の延長を含め見解と対応を伺います。次に、販売や利用促進を促す取組の提案については、過去2回のプレミアム付商品券事業による効果や他都市の導入事例を鑑みても事業目的達成の肝となります。どのような取組を行うのか見解と対応を伺います。次に、販売対象者について、本市への臨時交付金が減額される中、その交付金の趣旨を鑑み、市民への優先販売を求めてきましたが、対応を伺います。また、インターネット上での個人売買等における転売防止策について伺います。次に、販売窓口については約70か所程度を想定しているとのことですが、発行冊数は平成27年と比べ3.2倍弱となっており、感染症対策を含め、混雑を避けるためにも当時の3倍、300か所以上の販売窓口を設けるべきと指摘しました。さらなる協力事業者の理解と募集への工夫が必要ですが、見解とその後の対応を伺います。次に、換金作業については、かつては現金化されるまで4週間から最長6週を要しました。今回はQRコードを用いて迅速化することです。事業実施に当たっての具体的な説明については、感染拡大防止のためインターネット動画配信で行う予定ですが、動画配信の周知方法と、協力事業者から問合せがあった場合の対応について伺います。

次に、中小企業等の資金繰り支援について伺います。まず、この円滑化に向けては、認定窓口の体制強化拡充など、これまで強化してきた局内における取組によって窓口業務の状況はどのように改善したのか伺います。また、セーフティネット認定手続の簡素化、民間金融機関による認定事務のワンストップ化を求めてきましたが、5月上旬より取組が進んでいます。どのように簡素化されてきたのか伺います。次に、1月末より相談を開始していますが、2月から6月現在までの月別相談件数の推移について伺います。また、3月初旬より開始しているセーフティネット保証等の認定数についても伺います。次に、収入確認の証

明については会計士、税理士、金融機関の印鑑を必要としていますが、中小企業者の中には売上げを通帳管理やレジ伝票で管理しているケースもあります。収入確認をどのように行っているのか伺います。次に、国の第二次補正予算案によって融資上限額の増額など追加される業務の見込みについて伺います。あわせて、その際の対応について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策下における保育所に関する課題について伺います。初めに、緊急事態宣言解除後の保育の登園自粛要請の実態について伺います。また、登園自粛の解除はいつなされるのか本市の見解を伺います。この部分は他会派の質問で理解しましたので答弁は結構です。

次に、保育所を利用している家庭の背景には保護者の就労以外にも様々な事情があります。緊急事態宣言が解除された現状においても、育児の不安や家庭での悩みなどを共有してもらえないことが指摘されています。本市の見解と対応を伺います。次に、自粛レベルの見直しに伴って、3密や衛生管理の対応についてガイドライン等の作成が待たれます。内容と策定期間について伺います。次に、利用者の自粛下にもかかわらず、保育所への運営費は減額されない運用がなされております。働く保育士等の雇用の維持に大きく資する取組です。運営費が運営法人の内部留保となることなく人件費に充当されているのか、実態の把握が必要です。本市の取組を伺います。

次に、介護保険サービスや障害者福祉関連事業所の課題について伺います。まずはデイサービスについて伺います。デイサービスに対し本市は緊急事態宣言下でも開所することを要請したため、希望する高齢者の受入れは行っていたということです。今年5月末までと昨年同時期の利用状況について、それぞれ伺います。新型コロナウイルス感染症は基礎疾患があると重症化する傾向があるため、高齢者の死亡率が高くなっています。そのため外出や人と接することを極端に恐れる高齢者も多い傾向があることから、報道では、デイサービスの利用控えが深刻な状況となり、終息後もすぐには改善が見込めないことから廃業を

決断する施設も多いということです。本市におけるデイサービス事業者の業績について所管課に確認したところ、直接調査は実施しておらず、介護給付費の状況で判断するしかないとのこと。そのため2か月遅れての把握となり、緊急事態宣言下での状況把握は6月中旬以降になるとのことです。他都市の状況を鑑みても、本市のデイサービス事業者が特段問題なく運営を続けているとは考えられず、高齢化が急速に進展している本市にとって、終息後に受入先となるデイサービス事業者が不足することは深刻な課題となります。そのためにも介護給付費による状況把握を待つのではなく、積極的に調査を実施し、早急に支援策を講ずるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、今後は国や県の支援メニュー等を活用し、家賃補助などの支援策を実施する予定とのことですが、例えば福岡市では一般財源で約8億円を活用し、高齢者や障害者を介護している入所施設やデイサービス、在宅介護等事業所に対し、施設の規模に応じ15万円から150万円を給付する事業を実施しています。本市でも市独自の支援策を検討できないのか市長に伺います。

次に、職員の安全、衛生環境の確保について伺います。本市の福祉関連事業所においてもクラスターの発生が確認されたと仄聞します。感染状況及び課題について伺います。次に、福祉関連事業所には重篤化しやすい方々が比較的多く、3密も発生しやすい環境です。訪問系のサービスを含め、職員への感染防止策や衛生環境の確保が極めて重要であるにもかかわらず、必要な資器材が不足していたとの指摘も少なくありません。本市としてどのような支援を行ってきたのか、具体的に伺います。次に、施設の人員基準の取扱いについてです。高齢者福祉施設・事業所や障害者福祉施設については、国が示した人員、設備、運営及び算定に関する基準緩和のほか、当該基準緩和に関する本市の解釈等を既に周知しているとのことですが、内容と取組状況について伺います。次に、指定管理者制度導入施設については利用料収入も大きな役割を担っています。指定管理料だけでなく利用料収入についても補填する

方向であると仄聞しますが、どのように行うのか具体的に伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症下における市民のメンタルヘルスケアについて伺います。本市では学校休業の影響もあり、虐待等認知件数は減少しているとのことですが、感染症対策でテレワークや外出自粛が求められる中、虐待やDV等の発生率が増加しているとの報道もあります。こうした市民の悩み相談を受け付けるため、本市が実施するところの電話相談の連絡先は、緊急事態宣言以降、NHKでニュースや情報番組等放送中にテロップで表示されていますが、相談件数の増加率は2割程度ということで十分活用されていない状況がうかがえます。本市のこのころの電話相談はNPO法人に委託し、1回線のみで対応しているとのことですが、悩み相談は往々にして時間を要するものです。十分活用されていないのは、回線が1つしかないため、長時間話し中となり、つながらず、ニーズに応じられていないことが原因とも考えられます。今後、回線数を一時的にでも増やす対応をすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、障害者福祉サービス事業者における不正受給について伺います。先日、障害者福祉事業者の令和元年度における給付費の不正受給額が、本市は指定都市で3番目に多かったとの報道がありました。初めに、令和元年5月の放課後等デイサービスにおける不正受給が発覚した際、我が会派はサービス利用者に事業者からサービス内容を伝えるべきと求め、これに対して、より効果的な周知方法について検討するとの答弁がありました。その後の対応と成果について伺います。次に、本市の障害者福祉サービス事業所数は1,500か所以上ありますが、事業所に対して今後どのように実効性のある監査や指導に改善するのか伺います。次に、過去の違反内容を見ると、人員基準の不足や運営基準違反、虚偽報告といったケースが多くあります。これらの不正受給の実態は、内部や利用者からの情報提供などにより明らかになる場合が多いとのこと。そこで、施設内部からの情報提供や告発を匿名を含めて受理する目安箱的な窓口を担当部署に設置するべきと考えますが、対応を伺います。

次に、議案第81号、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第82号、川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第95号、財産の無償譲渡について及び議案第96号、財産の無償譲渡について伺います。議案第81号及び議案第95号については、障害者支援施設であるれいんぼう川崎を、現指定管理者である社会福祉法人川崎市社会福祉事業団に譲渡し、完全民営化を図るというものです。過去に不祥事を起こしてきた歴史を持つ川崎市社会福祉事業団に譲渡した際の本施設運営のサービスの質をどのようにして担保していくのが最大の懸案事項です。れいんぼう川崎は、自分の意思を自分で表現できない重度障害者の皆さんがたくさん入所されている市内唯一の施設です。これまでも入所者への接遇問題や事故などについてたびたび内部告発を受け、改善を求めてきましたが、施設運営についてのコンプライアンスの在り方に大きな不安を覚えます。そこで、運営法人と本施設に対して監査、第三者評価、本市の指導の3つを機能的に活用しながら、法人のコンプライアンスの改善と運営の質の維持向上を促す方策を検討していると仄聞します。内容を具体的に伺います。次に、平成30年3月に発表された高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画では、令和9年度までの10年間を計画期間としています。先般、特別養護老人ホーム8施設、障害者支援施設1施設、障害者通所施設4施設が令和2年度末に指定管理者制度から民設化対象となることが公表されました。現在の取組状況について伺います。次に、れいんぼう川崎、わーくす大師の最低譲渡価格は、不動産評価額から新設相当補助金額の減価償却相当分を減額した金額を設定されています。それによると、れいんぼう川崎についてはマイナス約4億5,000万円、わーくす大師についてはマイナス約5,000万円となっており、この金額がマイナスということは適切な施設管理が行われてこなかったのではないかと疑念を抱かざるを得ません。これまでどのような大規模修繕が行われてきたのか、具体的に伺います。次に、両施設について

は、いずれも無償での譲渡として提案されていますが、赤字額は決して小さくありません。この赤字額について今後どのように取り扱っていくのか、見解を伺います。

次に、議案第89号、川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺います。昨年12月、国は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するための法律を改正し、今年1月に指針を示しました。それには令和2年4月1日から適用することが求められていましたが、本市においてはようやく改正案が示されたところです。国の指針によると、在校等時間の上限時間について校長や教育委員会に対し業務量の適切な管理を行うことや、業務の役割分担、業務削減等の改善のための措置を取るなど、学校の管理運営上の責任を適切に果たすことを求めています。本議案はそれらを踏まえ、1か月の合計時間を45時間、1年間の上限を360時間としていますが、それを遵守させるための策は示されていません。検討内容について具体的に伺います。次に、学校の管理運営については、学校ごとの状況に合わせ校長判断で実施されるのでは、単に数値目標を示しただけで、これまでと何も変わりません。校長の人事評価等を連動させるなど、責任を明確化すべきと考えますが、見解を伺います。

また、勤務時間の上限を定めたところで、ワークシェアリングをするための人的配置がなければ、結局は持ち帰り業務が増えるだけで根本的な改善にはつながりません。本市では新校務支援システムの稼働や就学援助事務のシステム化、学校給食費の公会計化、1人1台のパソコン配備など、仕事の効率化については一定の進捗が見られますが、会議の在り方や報告書等、学校長の考え方次第で学校ごとに差が生じている可能性のある業務の精選については不十分な状況と言えます。さらに、配置により効果があるとする部活動指導員は、中学校1校につき1人配置を令和3年度中に全ての中学校で実施する、事務支援員は令和5年度までに全ての小中学校に配置するなどとしていますが、計画どおりに配置でき

たとしても3年以上を要するわけです。しかし、教育職員が児童生徒に向き合うための時間を確保するための人的配置こそ早急に進めなければ、教育職員が心身ともに健康を維持しながら業務を遂行できるようにするとの本議案は、実効性を伴うものなのか懸念が払拭できません。予定を早めるための予算化など策を講じるべきと考えますが、市長に伺います。

次に、議案第103号、令和2年度川崎市一般会計補正予算、新川崎地区学校新設事業費に関連して教育長に伺います。平成24年1月に行われた小学校新設に関わる教育環境整備推進会議の摘録では、事業者が提案した土地の形状となっていることに対し、当時の総務局長から、取得用地の区画がよくない、地権者のための学校のようにも見えとの意見が出されています。また、小学校用地取得に合わせて1億3,000万円もの残置補償を支払う土地について、基本協定の締結と土地利用の基本的な考え方では、地区計画に定めている容積率の300%までの範囲で指定容積率の200%を超える共同住宅の建築を可とするよう規制を緩和し、残地に共同住宅が建設されることを前提に児童数の見込みも検討しています。土地の取得に当たり交渉もせず、地権者が有利な条件で契約に至った理由を伺います。次に、平成24年に基本協定を締結したにもかかわらず、これまで事業を先延ばしにしたことにより、平成24年から1億600万円もかけて作成した設計書等が全く使えないとのこと。計画がずさんであったと思われるが、事業を先延ばしにしてきた間、地権者とのような協議をしてきたのか伺います。次に、平成29年度に児童推計を見直し、令和5年度開校予定としましたが、今年度、改めて令和7年度開校と修正されました。この間の児童数の推計では僅か1名しか変わっておりません。開校が遅れたことにより、小倉小学校の児童は2年間も長くプレハブ校舎での授業を余儀なくされただけでなく、プレハブ校舎のリース代として、さらに2億円も増額することとなりました。事業執行が遅れた理由について伺います。

以上でございますが、質問によっては再質問をさせていただきます。(拍手)

○副議長（花輪孝一） 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

◎市長（福田紀彦） それでは、私から、ただいまみらいを代表されました織田議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方分権改革についての御質問でございますが、特別自治市につきましては、原則として市域で行われる市民に身近な事務権限を一元的に担うことで、少子高齢化など本市が直面する課題に、より効率的、効果的に対応できると認識しているところでございます。今後につきましても、特別自治市の創設に向けて他の指定都市と連携し、様々な場面を通じて国への要請を行うとともに、国、県からの事務権限と税財源の移譲を着実に進めてまいります。また、感染症対策における指定都市の役割につきましては、先日開催された指定都市市長会議においても課題提起がなされたところでございまして、感染症への備えを万全にするため、今回の取組等を検証した上で対応等を求めていく必要があると考えております。今後も引き続き、真の分権型社会の実現に向けた取組を、より一層推進してまいります。

新しい宮前市民館・図書館についての御質問でございますが、鷺沼駅周辺では、民間活力を生かしながら多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や、交通結節機能の強化に向けた市街地開発事業の取組を推進することにより、宮前区全体の活性化を促す核となる地域生活拠点の形成を図っているところでございます。新しい宮前市民館・図書館づくりにおきましても、新たな可能性の創出が期待できるこのたびの機会を最大限に活用し、様々な活動のつながりや、にぎわいを創出する文化・交流拠点としての機能が一層発揮され、今後の本市市民館・図書館での新たな事業展開に向けてモデルとなるような

魅力にあふれた施設づくりを推進してまいります。

社会福祉施設等に対する独自の支援策についての御質問でございますが、新型コロナウイルスの感染症拡大により減収となっている社会福祉施設等においては、通常のサービスでは想定されない経費等に対する支援のほかに、他業種の事業所等と同様に、国の持続化給付金や本市の融資制度等を活用していただくことを想定しております。また、高齢者や障害者などへ必要不可欠なサービスの提供を維持するためには、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用者の減少や休業などにより事業運営に多大な影響を受けている社会福祉施設等に対し、固定経費分の給付など支援の拡充強化を図る必要があると考えておりますので、5月29日に開催された指定都市市長会議において国に対し提言を行ったところでございます。

教育職員の働き方改革についての御質問でございますが、学校教育の充実を図るためには、教員の長時間勤務の解消をはじめとする働き方・仕事の進め方改革の取組を着実に進めていくことも重要であると考えております。新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の補正予算にも対応しながら、人的支援を含めた働きやすい環境づくりに努めるとともに、働き方に関する意識の醸成などをしっかりと進めてまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 伊藤副市長。

〔副市長 伊藤 弘登壇〕

◎副市長（伊藤弘） 緊急事態宣言解除後に見いだした課題等についての御質問でございますが、新型コロナウイルスは、いまだ全容が解明されない未知の感染症であり、感染者の発生状況や国におけ

る対策や方針などの状況変化を捉えた素早い対応が求められましたが、国や県における突然の方針発表や転換により情報が錯綜するなど、本市における対応に苦慮する場面がございました。また、そういった突発的な状況変化を受けて、本市の意思決定を行う新型コロナウイルス感染症対策本部会議の適切なタイミングでの開催が課題となったため、本部会議の下に市長や副市長をリーダーとした課題ごとのプロジェクトチームを設け、スムーズな情報提供に努めてきたところでございます。現在、第2波への備えといたしまして、これまでの取組等の抽出作業を行い、方向性について検討しているところでございます。今後につきましても、医療体制の確保や新しい生活様式の定着とともに、風水害や地震発生時における複合災害に適切な対応が行えるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 教育長。

〔教育長 小田嶋 満登壇〕

◎教育長（小田嶋満） 新川崎地区小学校新設事業についての御質問でございますが、取得用地につきましては、当該地区において新校を設置できる土地が限られる中、学校用地として必要な面積を取得したいという本市の意向に対し、地権者が企業の経営判断として本市に提案いただいたものと認識しておりまして、庁内においても様々な意見等がございましたが、最終的には提案内容での学校設置が可能と本市が判断し、基本協定書の締結について両方で協議の上、合意したものでございます。次に、基本協定締結後の地権者との協議についてでございますが、新校設置の判断に当たりましては、当該地区における共同住宅の開発動向が重要な要素となっておりますので、随時、地権者との情報交換を行ってまいりましたが、学校用地につきましては、面積等について変更を要する状況変化がなかったことから、基

本協定書における学校予定地を前提としてきたところでございます。次に、開校時期の修正についてでございますが、新川崎地区における児童数の増加への対応といたしましては、この間、新校の設置と周辺校における受入れを併せて検討してまいりました。平成29年度に開校時期を令和5年度以降と修正した際にも、将来的に周辺校での対応が困難になることは可能性として想定しておりましたが、共同住宅の開発動向に不明確な点があったことから、より正確に確認できる時期に新校設置の判断をすることとし、このたび令和7年4月の新校開校を目指し、取組を進めていくこととしたところでございます。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 金子 督登壇〕

◎上下水道事業管理者（金子督） 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

排水樋管周辺地域の浸水に関する検証報告についての御質問でございますが、初めに、排水樋管周辺地域におけるハード対策の検討についてでございますが、ハード対策の具体化に向けた検討につきましては、既存施設が有する流下能力などを適正に評価した上で、これらを有効に活用した効率的な対策とすることが必要と考えているところでございます。このため業務委託による流出解析モデルを活用した流量解析など高度な検討を行うとともに、関係局区から成る会議体を構成し、第三者の意見を聴取しながら検討を進めてまいりたいと考えております。また、スケジュールといたしましては、中長期対策は、整備期間が長期にわたることが想定されますので、段階的な整備水準の向上を含めた効果的、効率的な方策などについて年度内を目標に検討を進めてまいります。次に、山王排水樋管周辺地域における副市長の

視察状況と対応策等についてでございますが、令和2年2月25日に上丸子山王町2丁目町会と上丸子山王町1丁目町会から浸水被害軽減に向けた要望書をいただき、3月17日に藤倉副市長以下、上下水道局職員、中原区役所職員で現地を訪問し、町会長ほか地元の方々と浸水被害軽減に向けた対策について意見交換を行ったところでございます。この意見交換では現地を確認した後に、浸水に関する検証報告書の3月13日時点での中間取りまとめ資料を説明し、ゲート操作手順の変更等について御理解いただいたほか、ゲートポンプの設置などについての御要望をいただいたところでございまして、当該地区の浸水被害軽減に向けた建設的な議論ができたものと考えております。伺った御意見、御要望につきましては中長期対策の手法の一つとして検討するとともに、今後は進捗状況を適宜御報告し、地元からの御意見もいただきながら対策の検討を進めてまいりたいと考えております。次に、第三者への意見聴取についてでございますが、中長期的な対策手法につきましては、その具体化に向け、これまでいただいた御意見や御要望、さらにこれから実施してまいります住民説明会等での御意見、御要望等を真摯に受け止め、引き続き検討を進めてまいります。なお、この検討に当たりましては第三者への意見聴取も行い、客観性と技術的な裏づけを確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 総務企画局長。

〔総務企画局長 大澤太郎登壇〕

◎総務企画局長（大澤太郎） 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、総合計画等についての御質問でございますが、本市におきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に継続して取り組むとともに、市民生活の復旧と市内経済の復興に向けた取組を

進めているところでございます。今後、厳しい財政状況が見込まれること等を踏まえ、また、新たな事業につきましては、施策、事務事業における位置づけや目的等を総合的に勘案し、目標値や成果指標について検討することが必要と考えており、今後、第3期実施計画の策定に向け、財政への影響も考慮しながら検討を進めてまいります。次に、総合計画に位置づけた行政計画についてでございますが、第2期実施計画において令和2年度策定予定としている計画は22件であり、事業内容の見直しが必要なものや市税収入への影響を見極める必要があるものなど、新型コロナウイルス感染症の影響により現時点で何らかの対応が必要とされているものは4件でございます。策定期間について関係局と調整するなど進捗管理を行ってまいります。また、事務事業や実施計画への影響につきましては、可能な限り市民サービスへの影響を招くことのないよう、引き続き事業所管局と連携してまいります。次に、第2期実施計画の中間評価につきましては、平成30年度及び令和元年度の2年間の取組状況を踏まえ、成果指標の達成度や配下の事務事業の達成度等から総合的に評価するものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、市民利用施設におけるサービスを一部休止したことなどにより、施設利用者数等の一部の成果指標において目標未達成となることが見込まれるなど、一定の影響があるものと考えております。なお、4月以降の新型コロナウイルスの感染拡大による施策への影響につきましても、評価結果と併せて評価シートに今後の課題や方向性を記載するなど検討を進めているところでございます。次に、実施計画の評価結果など報告内容が広範にわたるものにつきましては、効率的な調査に資するよう情報提供の時期を早めるなど、工夫を図ってまいりたいと考えております。次に、令和元年度に策定を予定していた計画20件のうち、策定期間の見直しを行ったものは6件でございます。そのうち令和2年度中に策定予定のものは川崎市河川維持管理計画の一部、仮称川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画、富士見公園再編整備基本計画、南部防災センター敷地に関する事業計画

及び小田周辺地域の多目的広場等に関する整備計画の5件、令和3年度中に策定予定のものは川崎市商業振興ビジョンの1件でございます。これらの計画策定につきましても、市民生活への影響を踏まえながら引き続き適切な進捗管理を行ってまいります。

次に、地方分権改革についての御質問でございますが、初めに、提案募集方式につきましては、令和元年に本市が関係した提案総数は113件で、そのうち提案趣旨を踏まえ何らかの対応が図られたものは64件ございました。また、本市が発案した提案は3件ございまして、そのうち建築基準法上の交通広場等の取扱いにつきましては一定の対応が図られたところでございます。提案募集方式では、一度対象外とされた提案は基本的に再検討されないなどの課題があり、これまで運用の改善について要望してきたところでございます。今後につきましても、同方式を活用し、権限移譲及び義務づけ、枠づけの見直しを推進し、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。次に、県からの権限移譲につきましては、県・市町村間行財政システム改革推進協議会等を活用し、コンビナート地域における高圧ガスの製造等の許可等を含めた5つのテーマについて移譲を求めているところでございます。権限移譲の推進に当たりましては、状況に応じて様々な手法を活用することが考えられますが、県知事と直接協議する場である指定都市都道府県調整会議についても重要な手法の一つと認識しておりますことから、必要に応じて調整会議の活用について検討を進めてまいります。

次に、東京事務所についての御質問でございますが、東京事務所の役割といたしましては、市内・県内在住の国会議員や各省庁からの情報収集、他都市との情報交換等を担っており、その役割を果たすため、これまで関係各所とのネットワークの構築に取り組んできたところでございます。社会状況が変化する中、国との連携強化がより重要になっていることから、本市の状況を国に確実に伝えるとともに、国の情報を本市の政策調整に効果的に生かすことが求められているものと考えております。今後につきましても、東京

事務所が有している国会議員や各省庁、他都市とのつながりなど、強みを十分に生かせるよう、本庁組織と連携を密にして適時的確に情報共有を図るなど、機能を高めるための方策についてさらなる検討を行い、本市の施策の実現に向けてしっかりと取組を進めてまいります。

次に、今後の働き方改革についての御質問でございますが、初めに、テレワークへの対応につきましては、新型コロナウイルスへの対策等として、今年度中の導入経費について国から一定の割合で特別交付税措置が講じられることとなりましたので、それを活用し、テレワーク用端末のさらなる増設を図ってまいりたいと考えております。また、サテライトオフィスにつきましては、既設の第4庁舎、多摩区役所に加え、中原区役所及び麻生区役所に臨時で設置しているところでございまして、今後につきましても、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、開設期間や場所について検討してまいりたいと存じます。次に、国の新しい生活様式を踏まえた働き方への対応につきましては、実践例の中で示された働き方の新しいスタイルには、テレワークやローテーション勤務、時差勤務等のほか、オンライン会議なども掲げられており、本市といたしましても、テレワーク用端末の増設やオンライン会議の環境整備の拡充など、必要となる対策を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 財政局長。

〔財政局長 三富吉浩登壇〕

◎財政局長（三富吉浩） 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、収支フレームについての御質問でございますが、平成30年3月に改定した収支フレームとの乖離につきましては、令和2年度当初予算において歳入面では、ふるさと納税に係る市税の減収拡大、歳

出面では会計年度任用職員制度の影響などにより収支不足が30億円悪化し、その結果、減債基金からの新規借入れにつきましては120億円となったところでございます。また、今般の補正予算におきましては、追加の緊急経済対策の財源といたしまして21億円の借入れを計上しているところでございます。次に、市税の徴収猶予の特例についてでございますが、この制度は4月30日に施行されたものでございまして、5月末時点においては市税全体で125件、約2億5,000万円の適用となっておりますが、市民、事業者の方々からは多くのお問合せをいただいております。6月には個人市民税の納期を迎えますことなどから、今後さらに申請が増えるものと想定しているところでございます。次に、収支フレームの改定についてでございますが、収支フレームは財政運営の指針でありますことから、次期実施計画の策定に合わせ改定することとしておりますが、大きく変化する社会経済状況などを適切に反映させるよう、来年度の次期収支フレーム策定作業に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県の単独補助事業における補助率の格差についての御質問でございますが、市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしているにもかかわらず、指定都市という理由から補助率の格差が設けられている状況は、県内での租税負担の公平性が損なわれていると言え、同じ神奈川県民である川崎市民が到底納得できるものではなく、本市は県に対し格差是正の要請を続けている状況でございます。今後につきましても、市長から県知事への要請活動や市内選出県議会議員への働きかけに加え、同様の課題を抱えている横浜市や相模原市とより一層の連携を図り、県に対し働きかけてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による事業執行についての御質問でございますが、この影響により執行減が見込まれる事業につきましては、現時点において東京オリンピック・パラリンピック推進事業、多摩川花火大会事業など17事業、約3億円と見込んでいるところでございます。今後におきましては、厳しい環境下にあっても将来を見据え、時期を逸することなく取り組むべき課題への対応などのためにも、

社会経済環境の変化により、スケジュール等の調整が必要となる事業の見直しを進めてまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 市民文化局長。

〔市民文化局長 向坂光浩登壇〕

◎市民文化局長（向坂光浩） 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するスポーツセンター等の対応についての御質問でございますが、条例を所管する局と実際の管理運営を担う局区が分かれている場合の責任の所在につきましては、財産に関する事項や施設の総括及び複数ある施設の管理運営の調整に関する事項については条例所管局が担い、個別施設の管理運営や指定管理者との調整に関する事項については管理運営を担当する局区が担うこととされております。各区スポーツセンター等における今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応では、指定管理者を含め、各区役所とともに情報の共有や連携を図りながら再開に向けた準備を行ってきたところでございますが、各施設の供用開始に向けた調整等を進めた結果、5月29日の公表となったものでございます。今後につきましては、区役所、指定管理者と連携し、適切な情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 経済労働局長。

〔経済労働局長 中川耕二登壇〕

◎経済労働局長（中川耕二） 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎じもと応援券についての御質問でございますが、再流行した場合の対応につきましては、その時点での新型コロナウイルス感染症の状況を見定めるとともに、国等の状況を注視しながら販売期間や利用期間について検討し、判断してまいりたいと存じます。販売や利用促進の取組につきましては、地域経済をしっかりと下支えするという事業目的を達成するために重要と考えておりますので、ホームページや市政だより、チラシ、ポスター、交通広告、地域情報紙等を活用して事業の周知を行ってまいりたいと存じます。市民への優先販売につきましては、購入方法を事前申込制とし、応募者多数の場合は市内在住者を優先して抽せんを行ってまいります。転売防止策につきましては、利用者に対し転売禁止であることを周知するとともに、インターネット上でオークションサイトを運営する事業者に対して出品の禁止や削除について要請してまいりたいと考えております。販売窓口につきましては、70か所程度を目標に調整しているところでございまして、販売時の混雑緩和を図るために、販売期間を7月20日から9月上旬までの間で3回に分け、当せん者には販売期間を指定した上で購入していただく予定でございます。利用店舗への対応につきましては、応援券を取り扱うに当たっての注意事項や、換金方法等について説明する動画を作成する予定でございまして、利用店舗の募集に合わせて動画の周知を行ってまいります。また、利用店舗からの問合せにつきましてはコールセンターにて個別に対応してまいります。

次に、中小企業等の資金繰り支援についての御質問でございますが、認定窓口の体制につきましては、局内職員の応援体制により、本市金融課及び中小企業溝口事務所における認定窓口の人員を、通常6名の体制からピーク時には10名に強化し、混雑緩和と認定事務の迅速化を図ることができたものと考えております。また、5月1日から早期の融資実行につなげるため、認定に必要な書類のうち税理士等による収入確認がある場合は、月別残高試算表や売上元帳等の書類を不要にするとともに、金融

機関による必要書類の事前確認や代理申請など、認定事務のワンストップ化により手続の時間短縮を図っているところでございます。融資相談件数につきましては、2月が9件、3月が1,411件、4月が2,969件、5月が3,135件となっております、6月は4日現在で498件となっております。セーフティネット保証等に関する認定件数につきましては、3月が415件、4月が1,161件、5月が1,798件となっております、6月は4日現在で298件となっております。売上高等の収入確認につきましては、税理士等の確認が得られない場合でも売上げの管理状況に応じて売上高を記録した通帳や手帳等の写しにより対応しているところでございます。国の第二次補正予算によると、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資上限額を引き上げる予定があることから、本市といたしましても当該資金に係る融資制度要綱を改正し、対応してまいります。これに伴いセーフティネット保証等の認定申請が増加する可能性があります、引き続き必要な業務実施体制を確保し、中小企業等の資金繰りをしっかりと支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 宮脇 護登壇〕

◎健康福祉局長（宮脇護） 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、生活保護についての御質問でございますが、令和2年4月の生活保護申請件数は332件でございまして、前年同月と比較すると26.7%増加しております。新型コロナウイルス感染拡大による景気後退のため、様々な生活への影響が懸念されることから、引き続き生活保護の相談及び申請件数の状況を注視し、生計困難者の把握に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における医療体制等についての御質問でございますが、初めに、川崎市医療調整本部につきましては、市内における新型コロナウイルス感染症の陽性者数の急増を受けて、患者を円滑に最適な医療につなげることにより命を守ることを最大の目的として、地域防災計画に位置づけられている川崎市保健医療調整本部の仕組みを準用し、設置したものでございます。本市災害医療コーディネーター、健康福祉局保健医療部門の職員とともに、市内病院から応援派遣いただいたDMAT隊員資格を有する医師や看護師等にて構成し、主に患者の発生状況や受入れ病院の空床状況等をリアルタイムで把握し、個々の病状に応じて病院への入院、転院及び搬送手段の調整を担っております。次に、今後の病床確保の考え方につきましては、県から示された方針を踏まえ、感染の再拡大に備えて確保病床数については基本的に維持しつつ、稼働病床については順次縮小し、通常の医療に活用する一方で、県による警戒アラートが発動した場合には、約2週間後を目途に必要数まで拡大できるよう、速やかに各病院との調整を進めているところでございます。次に、医療従事者の人材確保につきましては、病院側から、ECMO等の使用には専門スタッフの確保が不可欠であることや、新型コロナウイルス感染症に関する医療業務従事者への特別勤務手当の支給などの課題があると伺っております。本市といたしましては、必要に応じて増員や他院からの応援派遣に関する県の支援事業の活用を助言するとともに、神奈川モデルに御協力いただく病院において新型コロナウイルス感染症に関する医療業務に従事されている医師、看護師等を対象とした特殊勤務手当相当額を予算計上したところでございます。次に、医療資器材の確保につきましては、現在、神奈川モデルに御協力いただく医療機関に対しては県が主体となり、N95マスクや医療用ガウン等の個人防護具、消毒液などの必要な資器材について優先供給しており、必要な数量は確保されている状況と伺っております。本市におきましても、これまでサージカルマスク等の資器材について、市病院協会や市医師会等を通じて市内医療機関に配付しているところで

が、医療関係団体からは、市内流通も徐々に動き始めており、供給状況は改善に向かっていると伺っております。引き続き感染拡大の第2波に備えることも含め、医療資器材の備蓄を進め、これまでと同様、県との役割分担の下、市内医療機関に供給してまいりたいと存じます。

次に、PCR検査についての御質問でございますが、集合検査場における検査につきましては、5月中旬の開設後、6月上旬までに約100件の検査実績がございます。今後も帰国者・接触者外来の負担軽減や利用者の利便性などのニーズに対応し、検査を効率的に実施するために、現在設置している集合検査場は引き続き継続していく予定でございます。次に、増加する検査ニーズへの対応につきましては、健康安全研究所や帰国者・接触者外来等の医療機関または集合検査場で行う民間検査機関によるPCR検査とキットを用いた抗原検査を、状況や目的に応じて適切に活用し、対応してまいりたいと存じます。

次に、医療従事者等へのメンタルヘルスケアについての御質問でございますが、医療従事者の方々は多忙な業務が続き、日々これまでにないストレスの中で勤務されていることと認識しております。そのため医療従事者向けにストレスへの対応方法や、セルフマネジメントのチラシを本市精神保健福祉センターで作成し、ホームページに掲載するとともに、受入れ医療機関に対し配付したところでございます。また、神奈川県精神保健福祉センターに開設している医療従事者等を対象としたところの電話相談について、県と連携し、市内医療機関への情報発信等を行うとともに、相談支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、医療機関支援についての御質問でございますが、神奈川モデルに御協力いただく医療機関に対しましては、県と連携して、空床補償、設備整備補助のほか、患者の受入れ実績に応じた助成等について制度の創設を早急に進めてまいります。また、指定都市市長会から国に対して、積極的に患者を受け入れている医療機関への支援の拡充や、経営状況が悪化している医療機関への財政支援等について

緊急要請や提言を行ったところでございます。今後とも、国、県、市においてそれぞれの役割を果たしながら、地域医療を支えてまいりたいと考えております。

次に、特別定額給付金事業についての御質問でございますが、初めに、事業を行う上での課題についてでございますが、本市では申請・受給権者数が約76万世帯と多く、申請書の作成や審査、給付金の振込手続などに膨大な作業が必要となっております。また、本事業は事情によりお住まいの市区町村に住居を移すことができない方や、施設に入所中の方、外国籍の方などにつきましても対象となることから、給付対象者の申請が遅れることのないよう関係部局と幅広く連携し、全庁を挙げて対応する必要があるものと考えております。次に、外国籍の方への対応についてでございますが、川崎市特別定額給付金コールセンターにおきまして、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語の6か国語による相談対応を実施するほか、現在これらに翻訳した制度概要及び申請書記入例の設置を始めているところでございまして、区役所、国際交流センターとの連携を図るとともに、これらのツールを活用しながら取組を進めてまいりたいと存じます。次に、オンライン申請につきましては、迅速に申請データが自治体に送信される一方で、審査におきまして、住民基本台帳との突合や世帯構成員の確認、口座情報の照合などに多くの時間と労力が必要となるほか、マイナンバーカードの新規取得や暗証番号の再設定のため区役所窓口で混雑が生じるなどの状況が発生しているところでございます。本市におきましては、6月5日に申請書の発送を完了し、10日までに配達完了したものと考えておりますので、今後、給付金の申請を行う場合は郵送申請による対応に一本化するため、本日、6月11日よりオンライン申請の受付を停止したところでございます。

次に、デイサービスの利用状況についての御質問でございますが、本市が4月に実施した新型コロナウイルス感染症に係る影響についてのアンケート調査の結果、通所系サービス437事業所のうち247事業所が

ら回答があり、そのうちの約 7 割が、利用者の利用自粛などの理由により 1 割以上利用者が減少したとの回答がありました。また、一般社団法人全国介護事業者連盟による緊急調査では、9 割超のデイサービス事業者が経営に影響を受けており、また、3 割超の事業者が 2 月と 4 月の比較で、利用者減等により 20% 超の減収と回答しております。次に、通所介護事業者の実態調査につきましては、回答いただけない事業者の状況が確認できず、また、アンケート調査では正確な実績値を把握することに限度があることから、6 月中旬の国民健康保険団体連合会からの介護給付費のデータを確認するとともに、国等の動向を注視しながら必要な検討を行ってまいりたいと存じます。次に、市内施設における感染状況についてでございますが、5 月に中原区の認知症対応型グループホームにおきまして、利用者 6 名、介護従業者 1 名、計 7 名の集団感染が発生したところでございます。当該施設につきましては、5 月 11 日、発熱により救急搬送された入居者 2 名に対して P C R 検査を実施し、5 月 13 日に陽性反応が確認されたところでございます。本市におきましては、感染拡大の防止と継続的な施設運営を確保するため、速やかに感染症の専門家とともに施設を訪問し、認知症高齢者の利用施設であることを踏まえながら、適切な指導、助言を行ったところでございます。次に、福祉関連事業所の資器材の支援についてでございますが、事業者が感染症対策を行う上で衛生用品は必要不可欠であることから、市場流通量の減少により調達が困難な状況を支援するため、本市及び国、県において衛生用品の配付を行っているところでございます。次に、施設の運営基準等についてでございますが、主なものとしたしましては、通所介護事業所等のサービス継続支援として、利用者の御自宅を訪問しサービスを提供した場合や、電話による状況確認及び生活支援を行った場合について特例的に報酬算定が可能としているところでございます。この取扱いに関しましては多くの事業者から問合せをいただいております。国の通知に基づいた代替サービスが行われているものと考えております。

次に、高齢者・障害者指定管理施設における利用料収入等についての御質問でございますが、初めに、高齢者福祉施設や障害者福祉施設におきましては、介護保険制度や障害福祉制度などに基づき運営をしておりますので、減収分等についての補填はございませんが、今後、国や県の動向を注視してまいりたいと存じます。また、川崎及び高津の老人福祉センター内に設置している地域交流センターの利用者は定められた利用料金を支払うこととなるため、新型コロナウイルス感染症に伴う利用料収入の減少と、施設の閉館等により不要となった費用を勘案し、施設運営における影響を考慮しながら、指定管理料等の増減などについて指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

次に、メンタルヘルスケアについての御質問でございますが、こころの電話相談における新型コロナウイルスに関する相談の状況につきましては、令和2年2月7日から5月31日までの間で163件となっており、主な相談内容は外出することやウイルスに対する不安などとなっております。これまでも相談状況等を受託法人と情報共有し、円滑な運営に努めてきたところでございますが、今後、相談件数を含め、状況を把握した上で対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、事業所に対する指導監査についての御質問でございますが、初めに、制度利用の仕組みの周知につきましては、区役所において利用申請時に事業者から運営規程の概要や重要事項等について説明され、文書が交付されることを丁寧にお伝えしているところでございます。さらに、今年度新たにその旨を障害福祉サービス等の案内をまとめた「ふれあい」に掲載するなど、今後につきましても効果的な周知方法を行ってまいります。次に、実効性のある指導監査に向けましては、平成31年度に職員を増員し、体制強化を図ったほか、各事業者の質の向上に向け、毎年開催する市内全事業所を対象とする集団指導に加え、事業開始前の法人を対象とする説明会において、運営に係る基本的事項や過去の指摘事項等の周知徹底を行っているところでございます。また、近年の行政処分の増加を踏まえ、これまでの処分

事例や注意点をまとめ、集団指導での配付や、インターネットサイトに掲載するほか、各事業所がいつでも自己点検シートを作成し、注意喚起を行えるよう図っているところでございます。次に、情報提供の窓口につきましては、担当部署において電話、メール、ファクス及び手紙等の幅広い方法において、苦情、事故報告及び施設・事業所内部からの情報提供等の幅広い相談を、匿名の場合も含めて受け付けております。今後も相談窓口が活用されるよう新たにホームページに掲載するほか、受付の際に情報提供者に不利益が及ばないよう配慮した上で丁寧に対応するなど、情報提供をしやすい体制づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、れいんぼう川崎の民設化についての御質問でございますが、れいんぼう川崎の移管先法人募集に際しましては、積極的に運営内容の向上に努めることを前提として、国の関係法令、通達等を遵守すること、本市の例規、通知等を遵守すること、また、利用者の視点に立ち、改善に結びつける努力を行うとともに、移管後3年を経過するまでに少なくとも1回以上、その後においても必要に応じて第三者評価を受けるとともに、その情報を公開することを条件としております。本市の指導監査等につきましては、障害者入所施設に対する定期的な実地指導は、現在、原則として2年に1回実施しておりますが、れいんぼう川崎については、移管後の運営状況を確認するために、サービス提供の実態について積極的な情報収集に努め、初年度から3年間は毎年実施するとともに、苦情、事故報告等があった場合は迅速かつ適切に対応いたします。また、運営法人への社会福祉法人指導監査につきましては、現在おおむね3年に1回実施しておりますが、施設の運営状況や実地指導の結果などを勘案し、必要に応じて実施するなど柔軟に対応してまいりたいと存じます。

次に、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画についての御質問でございますが、初めに、民設化に向けた取組状況につきましては、障害者支援施設1施設及び障

害者通所施設 1 施設の合計 2 施設の公募を令和元年12月に開始し、本年 3 月の法人選定委員会を経て、4 月に運営法人を選定したところございまして、残りの障害者通所施設 3 施設につきましては本年 8 月の公募を予定しているところでございます。また、特別養護老人ホームにつきましては、8 施設の公募を本年 2 月に開始し、5 月29日に募集を締め切ったところございまして、今後、応募結果に基づく対応を進めてまいります。次に、大規模修繕の実施状況につきましては、れいんぼう川崎において過去10年間で外壁塗装工事や消防設備工事、空調設備工事など約 1 億6,000万円の大規模修繕を実施しており、また、わーくす大師における実施はございません。次に、民設化後の将来的な大規模修繕等につきましては、再編整備計画に位置づけられた社会福祉法人の経営改善に資する支援や、福祉人材の確保、定着、育成に対する支援、施設の長寿命化、建て替え等に対する補助制度による支援を一体的に行っていく必要があると考えておりますので、引き続き関係団体や施設運営法人等の御意見等をいただきながら、具体化に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） こども未来局長。

〔こども未来局長 袖山洋一登壇〕

◎こども未来局長（袖山洋一） こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、母子保健事業についての御質問でございますが、両親学級等の教室事業につきましては2月28日から、集団で行う乳幼児健康診査、乳幼児特別相談等の相談指導事業につきましては4月7日から、また、新生児訪問等の母子訪問指導事業につきましては4月13日から、それぞれ5月31日まで中止または延期としたところでございます。この間、教室事業では約880人、乳幼児健康診査では約

6,600人、集団で行う相談指導事業では約280人、母子訪問指導事業では約1,700人を対象として実施する予定でございました。このうち対象者が限定されております乳幼児健康診査におきましては、対象児の健康状態や保護者の体調について文書で調査を行い、必要に応じて電話で状況を確認するとともに、母子訪問指導事業におきましても対象者に電話連絡し、相談事の有無を確認し、支援につなげてきたところでございます。今後につきましては、関係局区と調整の上、取りまとめました各事業の再開に向けた考え方にに基づき、教室事業や集団で行う相談指導事業、母子訪問指導事業は、6月1日以降、各区の状況に応じて、乳幼児健康診査は関係局区、関係団体の協力の下に作成した川崎市乳幼児健康診査の感染対策ガイドラインに基づき、6月15日以降、延期になっている方から順次行ってまいります。いずれの事業におきましても、従事者のマスク着用や、手洗いまたは手指消毒、3密にならない環境等の感染対策を徹底するとともに、来所者に対しても感染対策をお願いした上で、実施時間の短縮や一部内容の変更等の工夫をした中で実施してまいります。

次に、家庭における育児不安等への対応についての御質問でございますが、登園を自粛している家庭に対しましては、保育所から定期的に連絡を取り、子どもの様子や家庭の状況を把握し、困っている状況に寄り添った支援を行っているところでございます。また、不安を抱える全ての子育て家庭が気軽に相談できるよう、これまでの電話相談に加え、5月12日から区保育総合支援担当などにおいてメールでの相談の受付を開始し、必要に応じ関係部署と連携し、対応しているところでございまして、6月8日時点で電話とメール合わせて86件の相談を受け付けたところでございます。今後につきましても、メールによる相談受付を活用し、子育て家庭の多様なニーズに効果的に対応してまいりたいと考えております。

次に、保育所におけるガイドライン等の作成についての御質問でございますが、今後の保育所の運営につきましても、感染症対策を講じながら3密の状態をできる限り回避し、保育を提供していく必要がある

と考えております。保育所につきましては施設の規模や環境も多様であることから、新たな生活様式に配慮した公立保育所での取組などを事例集として取りまとめ、6月から各施設への配付を始めたところがございます。この事例集は民間保育所から質問が多かった内容を中心に、健康管理、衛生管理、給食時の環境設定、プール遊びや行事の配慮などについて、写真やイラストを使用し、保育の場面ごとに分かりやすく留意点を取りまとめたものでございます。今後につきましては、区保育総合支援担当の職員などが訪問し、施設の環境に応じた助言等を行うとともに、民間保育所の取組についても情報を収集し、事例集を充実してまいりたいと考えております。次に、保育所への運営費についての御質問でございますが、保育所の運営費につきましては、登園状況にかかわらず減額することなく支給していることを踏まえ、保育所に対しては、保育の提供の縮小等に伴い職員を休ませる場合には、労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、賃金については減額することなく支払うよう要請しているところでございます。今後につきましても、引き続き保育所に対して適切な賃金の支払いを要請し、その確認のために実態調査を行うなど、運営費が適切に使用されるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） まちづくり局長。

〔まちづくり局長 奥澤 豊登壇〕

◎まちづくり局長（奥澤豊） まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

鷺沼駅周辺再編整備についての御質問でございますが、初めに、環境アセスメントの手続につきましては、現在、準備組合による環境アセスメント準備書の届出に向けた取組が進められており、説明会については、当初、本年4月から6月に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を勘案し、

本年 7 月に実施する予定と伺っております。引き続き、年度内の都市計画決定に向けた取組を推進してまいります。次に、容積率の考え方につきましては、建築基準法第 52 条の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用廊下など都市基盤への負荷を与えないものについては床面積に算入しないものとされております。したがって、本案件における施設建築物の容積対象の床面積につきましては、これらの床面積を除外した延べ面積となり、敷地面積に対する割合である容積率については、現行の指定容積率の 500% 以内となるものでございます。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 教育次長。

〔教育次長 石井宏之登壇〕

◎教育次長（石井宏之） 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新しい宮前市民館・図書館基本計画案についての御質問でございますが、フリースペースや図書館の閲覧スペースの充実など、多様なニーズや利用者の増加に対応するための施設整備につきましては、市民館、区役所相互の諸室の共用化の可能性などとともに、引き続き関係局区と連携した検討を進めてまいります。次に、施設規模につきましては、子ども、若者の居場所など新規拡充スペースへの対応に当たり、諸室の規模の適正化や共用化などのスペースの再構築と有効活用が図られるよう、今後の基本設計等の中で取り組んでまいります。次に、コワーキングスペースにつきましては、市民館・図書館における働く世代への事業、サービスの在り方の検討とともに、民間スペースの活用や民間施設との機能分担などについて、関係局区や準備組合との協議調整を図ってまいります。次に、整備スケジュールにつきましては、本年 2 月に実施したオープンハウス型説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当

初の予定どおりの実施回数には達しませんでした。今回の基本計画案をはじめ、新たな市民館・図書館づくりに関するスケジュールは計画どおりに進捗しているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する市民館での対応についての御質問でございますが、教育文化会館及び市民館では、施設形態や諸室の配置状況などに応じて必要な対策を進めてきたところでございまして、教育委員会といたしましても、社会教育振興事業の中止等に関する考え方を各館に示したほか、館長会議の場などを通じた情報及び課題の共有、共通的なホームページの作成など、状況に応じた対応を図ってきたところでございます。また、各館長は適宜、教育委員会への情報提供や条例解釈の確認を行うなど、施設長としての役割を担ってきたところでございます。市民館につきましては、図書館等との複合施設や商業施設内の設置など、全市で分館を含めた13館それぞれの状況に違いがあることや、調整関係部署が多岐にわたることから、相互の理解を深めていくことに時間を要することがございましたので、関係局区がより一層連携して取組が進められるよう、情報の共有や速やかな対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、上限時間の遵守についての御質問でございますが、昨年度からICカードによる出退勤記録を基に、国の指針と同様の方法で時間外在校等時間を算出しているところでございます。昨年2月に策定した教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針におきましては、1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにすることを当面の目標としたところでございまして、昨年度、該当する教職員の割合は年間平均で9.5%でございました。教育委員会といたしましては、各学校における教職員の長時間勤務の実態を把握するとともに、各学校に時間外在校等時間の一覧を送付しているところでございまして、長時間勤務している教職員には校長からその旨を伝え、教職員の健康管理や業務改善のフォローアップにつなげるなど、長時間勤務の縮減に向けた取組に活用しているところでございます。本議案の趣旨及び教育委員

会規則で定める上限時間につきまして、各学校への周知を図り、引き続き時間外在校等時間の縮減に向け取り組んでまいります。

次に、上限時間に対する実効性についての御質問でございますが、国の指針におきましては、サービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、上限時間を超えた場合の学校業務等の状況についての検証や、在校等時間の長時間化を防ぐ業務分担の見直しや適正化等が挙げられており、現状を改善し、実効性を高めていくためには、教育委員会と学校が一丸となって働き方改革の取組を一層進めていくことが重要であると考えております。現在、教職員の人事評価において、校長等の学校管理職の目標設定項目に職員の指導監督を設けております。学校では、長時間勤務の縮減に向けた取組の推進に当たっては、人事評価システム等も活用しながら、学校管理職がリーダーシップを発揮し、職員個々の意識改革や校内での取組を充実させることが大切となります。教育委員会といたしましては、学校との連携、情報共有を図るとともに、教職員事務支援員や部活動指導員の配置など、環境整備につきましても着実に進めてまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 危機管理監。

〔危機管理監 高橋 実登壇〕

◎危機管理監（高橋実） 危機管理に関する御質問にお答え申し上げます。

防災対策の周知啓発についての御質問でございますが、災害はいつ発生してもおかしくないことから、まずは国からの通知等に基づいた内容でホームページを作成したところでございまして、今後につきましては、新たな生活様式が定着していく中で、防災啓発動画の配信など効果的な広報手法について検討してい

るところでございます。

次に、避難所運営マニュアルについての御質問でございますが、令和元年東日本台風の検証から、受付の方法やペットの受入れ、備蓄物資の提供などについて関係局区とともに見直しを行い、標準例を作成したところでございます。また、6月末を目途に策定を進めております災害時の避難所運営に関する新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについては、感染リスクもある中で避難所運営に従事していただく皆様への周知や協力方法など、検討しているところでございまして、学校関係者へは各校長会などでお示しするなど、できるところから速やかに取り組んでまいります。

次に、避難所についての御質問でございますが、初めに、避難所の開設につきましては、指定避難所のほか、状況に応じて他の公共施設や避難所補完施設等を活用するなど柔軟に対応することとしており、令和元年東日本台風の検証結果や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、まずは公共施設の優先的な活用を念頭に置きながら、避難所補完施設の使用時の連絡体制の確認について、本年5月11日付で関係局へ通知を行ったところでございます。次に、県立高校につきましては、現在、警察等の関係機関の活動拠点または発災初動期における一時避難場所として位置づけておりますが、風水害も含めた災害時における緊急避難場所等の利用について、神奈川県教育委員会と基本的な方向性等について確認し、具体的な調整を進めることとしたところでございます。今後におきましては、連絡体制や利用に係る手続、具体的な運営体制や動員など、学校や関係局区とも連携し、調整事項等の整理、優先順位づけを行い、調整を進めてまいります。

次に、複合災害に対応する職員研修の実施についての御質問でございますが、新型コロナウイルスについては、いまだウイルスの全容が見えておらず、終息するまでに長い期間を要することが想定されております。台風などの風水害や地震発生時における避難所での感染症対策につきましては、運営に関わる職員が

感染症のリスクについて正しく理解することが大変重要であると認識しております。現在、災害時の避難所運営に関する感染症対策についてマニュアル作成を進めており、避難者の健康チェックの手法や避難スペースの活用方法など、具体的な検討を専門家や区役所など対応に当たる現場の意見を聞きながら進めているところでございます。マニュアルの作成後は、避難所運営に関わる職員に対し、各局区の危機管理担当を通じ速やかに周知を図り、円滑な運営に向け取り組んでまいります。

次に、避難所における感染症対策についての御質問でございますが、初めに、避難者の健康状態の確認につきましては、現在策定を進めております感染症対策マニュアルにおきまして、避難者の受付を行う際の検温や健康チェックリストによる確認に加え、体調不良者の分離や、それに伴う体制等も併せて検討しているところでございます。次に、自宅療養者などの移動手法等の課題認識等につきましては、行政であらかじめ把握することができる方につきましては、浸水想定区域等からの避難など具体的な行動をお願いすることを検討しており、関係局区と情報を共有し、移動手法も含め、適切な対応を行えるよう体制を構築してまいりたいと存じます。次に、避難所の事前協議検討につきましては、避難所で疑わしき患者が発生した場合に対応するため、避難専用スペースや動線、トイレを分けることなどについて、施設管理者等と事前に協議するよう、感染症対策マニュアルでの整理を行っているところでございます。次に、感染症対策に関する資器材の備蓄についての御質問でございますが、避難所での基本的な感染症対策として、マスクの着用や手指の消毒の徹底、ソーシャルディスタンスを確保することから、各区役所にマスクや消毒液等、対策に必要な物資等の配備を行ってきたところでございます。また、さらなる取組として、全避難所にマスクや消毒液のほか、非接触式体温計や感染リスクの軽減に資するフェースシールドやサージカルガウンなどの資器材につきましても順次配備を進めるよう取り組むほか、仕切り板等に代用できるテントなどの配備につきましても検討しているところでございます。

次に、避難所運営の課題等についての御質問でございますが、初めに、職員の資質向上につきまして、風水害時における緊急避難場所運営マニュアルの改定に合わせまして、各区職員や避難所運営支援要員となります各局本庁職員への研修を実施しているところでございます。次に、ペット同行避難につきましては、獣医師会所属の動物病院66施設や市内の動物取扱業の許可を持つ約400施設などに対して、チラシの掲示や配付の依頼をしているところでございます。また、川崎市に登録している動物愛護ボランティア約140名の皆様に動物愛護センターを通じて情報提供し、活動の中で啓発を依頼する予定でございます。次に、避難所の受付につきましては、名簿記入を廃止し、原則番号カードの配付に変更することで、スムーズな受入れ体制としたところでございます。今後につきましては、避難所運営に関わる方々からの御意見等を参考に、引き続き検討を進めてまいります。次に、災害時要援護者避難支援制度についての御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が解除されましたので、6月中旬より高齢者、障害者等の支援機関との会議を通じ、マイ・タイムラインやハザードマップの周知の機会を設定し、関係者からのヒアリング等を積極的に進めまして、要援護者の支援の在り方などの課題について関係局区と連携して検討してまいります。

次に、河川の水位予測についての御質問でございますが、令和元年東日本台風におきましては、上流域における雨量が予想数値以上となり、多摩川の水位が既往最大に到達したことから、流域の上流部における気象状況及び水位変動や小河内ダムの放流等が、本市域内の水位に及ぼす影響を把握することが課題となりましたので、京浜河川事務所や气象台等の関係機関と情報共有の手法等について調整を進めているところでございます。国におきましては水位の実況値や予想値を情報提供する水害リスクラインの開発等に取り組んでおり、市町村への提供も行われると伺っておりますので、こうした新たな技術の活用や、関係機関との日頃からの顔の見える関係づくりが災害対応において有効でありますことから、引

き続き関係機関と連携するとともに、過去の災害事例の検証や、国等から提供される情報につきましても関係局区で共有し、災害対策に生かしてまいりたいと存じます。

次に、BCP発動による効果及び課題についての御質問でございますが、今回のBCP発動につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り在宅勤務等による出勤抑制を図ったものでございます。BCP発動下の職員の出勤率はおおむね5割から6割であり、本市職員間における感染拡大等が認められなかったことから、十分な効果があったものと考えております。課題につきましては、本来のBCPでは、一定数の職員が新型インフルエンザに罹患し欠勤した場合において、継続すべき業務、縮小すべき業務等の優先順位を定めるものであり、今回のように感染拡大防止等を本来の目的としたものではないことから、職員の在宅勤務を前提としたものになり、在宅勤務の体制整備や、業務縮小が市民の皆様と与える影響をいかに小さくしていくかという点等に課題があったものと考えております。以上でございます。

○副議長（花輪孝一）　ここで、総務企画局長から発言の申出がございましたので、発言願います。
総務企画局長。

〔総務企画局長　大澤太郎登壇〕

◎総務企画局長（大澤太郎）　先ほどの答弁で一部答弁漏れがございましたので、改めて答弁をさせていただきます。

職員の在宅勤務についての御質問でございますが、出勤抑制につきましては、BCPの発動を踏まえ、この間、在宅勤務等による可能な限りの出勤者の削減に最大限取り組んできたところでございます。在

在宅勤務の実施に当たりましては、事前に従事する業務内容を命ずるとともに、当日は、在宅勤務を行う職員が勤務時間の開始時、終了時にメール、電話等により所属長に連絡をし、職場の業務遂行状況等について情報共有を行うこととしております。また、翌勤務日には在宅勤務の状況を報告し、所属長が確認しているところでございます。なお、今回の在宅勤務につきましては、特例的に職員個人が所有するパソコン等により業務を行ったため、庁内のイントラネットシステムなどを利用できず、実施できる業務が限定的となった等の点が課題であったと認識しているところでございます。以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○副議長（花輪孝一） 織田議員。

〔織田勝久登壇〕

◆50番（織田勝久） それでは、意見要望と再質問をいたします。

先に意見要望を申し上げます。危機管理事象における条例所管局と区役所及び指定管理者との連携について意見要望を申し上げます。今回、各区スポーツセンターと市民館の課題を中心に取り上げましたが、当該施設だけでなく、条例所管局の作為や縦割りの対応のため、現場である区役所や利用者である市民に対し混乱を招いた事例が幾つか散見されました。各局区は所掌する事務に基づき役割分担をしておりますが、危機管理事象の際には各区の特性を勘案しながら、条例所管局が総合調整機能を発揮することが必要と考えます。現在、新型コロナウイルス感染症は一旦沈静化しております。まずは、このタイミングで条例所管局が事務委任されている区役所と十分協議を行い、そこで見いだした課題を検証するとともに、組織の適応能力を高め、第2波への備えに万全を期すように求めておきます。

次に、排水樋管周辺地域の浸水に関する検証報告について意見要望を申し上げます。答弁では、伺った意見要望について中長期対策の手法の一つとして検討するとともに、進捗状況を適宜報告し、地元からの意見をいただきながら対応の検討を進めるとしております。中長期対策については長い年月を要することから、住民の理解と協力なくして成り立ちません。検証報告と短期対策の説明だけでなく、これら中長期の段階的な浸水軽減対策についても、その進捗について市民、議会に対する丁寧な説明と機会を設けるように要望します。また、この検討結果により、上下水道事業中期計画の見直しなどを視野に、意見公募の手法等を用いて市民意見や要望を反映するよう、併せて要望をいたしておきます。

それでは、再質問いたします。初めに、地方分権改革と地方財政制度の課題について、再度今回は市長に伺います。さきに県からの権限移譲の課題について、知事と直接協議する場である指定都市都道府県調整会議の活用について検討を進めると、これは総務企画局長に答弁いただきました。既に県からの権限移譲問題については、事務レベルで長年にわたって交渉を続けてきた経過があります。特に臨海部の災害を想定した場合には、権限の一元化が望ましいコンビナート地域における高圧ガスの製造等の許可等や、液化石油ガス販売事業の登録等の許可等の事務権限、さらには、幼稚園施策の一元化には欠かせない私立幼稚園の設置認可の権限の移譲などについて、首長同士が率直に意見交換を行う場である指定都市都道府県調整会議の活用を市長に強く求めたいと思います。さらに、県の単独補助事業における補助率の格差是正の問題なども、これも長年要請を続けてきた経過がありますので、これも指定都市都道府県調整会議で取り上げる絶好の課題とも考えるわけであります。市長のリーダーシップに大きな期待を寄せたいと思いますが、見解を伺います。

次に、川崎じもと応援券事業について市長に再度伺います。5月13日に行われました第3回臨時会における我が会派の文化芸術やスポーツ等のチケット代等にも対象範囲を広げることを検討すべきという

質問に対し、市長は、川崎じもと応援券の取扱店舗について、活動が制限され、発表の場を失っている文化芸術の担い手の方もいらっしゃると思われるので、利用範囲の拡大についても検討してまいりたいと答弁をいただきました。ところが、6月3日に示された利用店舗の募集については、文化芸術やスポーツ等のチケット代については対象に含まれておりません。そこで、利用範囲の拡大について、その検討状況を改めて市長に伺います。

次に、議案第89号、川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について市長に伺います。国の第二次補正予算には、指定都市は費用の3分の2の負担が求められますが、家庭学習の準備、提出物の採点、チームティーチング指導など、学級担任をサポートする学習支援員の大規模追加配置や加配教員の追加配置など、児童生徒の学びの保障に資する支援策が様々示されています。こうした支援策の活用について、市長は、学校教育の充実を図るためには教職員の働き方改革の取組を着実に進めていくことが重要との認識を示されましたが、補正予算の活用については対応するという消極的な表現にとどまっております。本市の教育現場における働き方改革の促進と、児童生徒の学びの保障の双方に資する補正予算が示されたことを好機と捉え、必要な人的体制の強化支援策を積極的に活用すべきと考えます。改めて市長に伺います。

次に、特別定額給付金事業について再質問いたします。さきの答弁で、申請方法については、本日6月11日をもってオンライン申請の受付を停止し、郵送申請に一本化すると答弁でございました。ただ、郵送申請の書類には、いまだにオンライン申請の方法等が記載されたままとなっており、混乱が予想されます。どのようにして周知を図るのが今後の対応を伺います。また、オンライン申請停止後に誤って申請されてしまうことを防ぐための対応について伺います。また、特別定額給付金コールセンターは6月から回線数を増強したとのことですが、6月8日の時点で電話がつながりにくくなるのが本市のホームページにも掲載さ

れています。改善の方向性を伺います。

次に、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画について再度伺います。これまで指定管理者制度に基づき運営されていた施設の民設化後の支援策については、大規模修繕等を含め、支援の仕組みを具体的に検討しているとのことですが、既存の民設民営施設と比べ、どのような留意が必要であると考えているのか、伺います。また、今回移行する施設に対する川崎市福祉サービス第三者評価結果報告では、施設や設備の老朽化や故障が目立ってきており、本市に適切な対応を求める旨の指摘も散見されます。現在の不動産評価額は、新設相当補助金額だけの残存価格と比べてさえ大きく下回っていることも、大規模修繕等の財政支出が十分ではなかったことを推察させます。少なくとも譲渡時点で故障している施設設備については本市の責任で対応を行うべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第103号、令和2年度川崎市一般会計補正予算、新川崎地区学校新設事業費について教育長に再質問いたします。事業執行を2年先延ばしにしたことで、小倉小学校の児童はプレハブでの授業をさらに2年間延長することを余儀なくされ、プレハブ設置により狭くなった校庭で運動会や体育の授業等、長期間にわたり制限された環境で教育を受ける不利益を被ることとなりました。事業費については、当初、平成29年に予定していた開校予定が、マンション計画が進まず、平成29年度に令和5年度開校と見直しましたが、結果として令和7年度の開校を目指す計画に修正されました。そのため、その2年間で値上がりした土地代の差額が約5億円、資産価値のないプレハブのリース代2億円、設計のやり直しで設計費がさらに1億円と、事業費は約8億円の増額となっています。教育長の答弁では随時地権者との情報交換を行ってきたとのことですが、土地に対する基本協定が結ばれている中、しっかりと情報交換したのであれば、平成29年度の児童推計を基に開校時期を見直した時点で、開校に向けた

事業執行を進めるべきではなかったのか疑問を感じます。改めて教育長に伺います。以上です。

○副議長（花輪孝一） 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

◎市長（福田紀彦） 地方分権改革等についての御質問でございますが、県からの権限移譲につきましては、地域課題に迅速に対応する重要な取組であると認識しておりますことから、これまでも様々な機会を通じて県に要請してまいりました。現在、県から移譲を求めているコンビナート地域における高圧ガスの製造許可等などの事務権限につきましては、移譲後の課題整理など事務レベルでの協議を進めており、指定都市都道府県調整会議の活用につきましても検討を指示したところでございます。地方分権改革は段階を追って積み上げていく息の長い取組でございますことから、国や県への働きかけなどを行うことにより、改革を着実に推進し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてまいります。

川崎じもと応援券についての御質問でございますが、利用店舗につきましては、中小企業基本法における常時使用する従業員の数を基準として判断することとしておりますが、本市の施策と密接な連携を図っている音楽のまちや映像のまち、スポーツのまち等に関連する事業者につきましては、具体的な関連性を判断した上で対象範囲としてまいります。

必要な人的支援についての御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、段階的に実現可能な学校教育活動を実施していく中で、子どもたちの学びを保障することは大変重要であると考えており、国の補正予算も踏まえ、人的支援についての的確に取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 教育長。

〔教育長 小田嶋 満登壇〕

◎教育長（小田嶋満） 新川崎地区における小学校の新設についての御質問でございますが、民間企業による共同住宅の開発には流動的な面があると考えておりまして、その動向をより正確に確認できる時期に新校設置の判断をする必要がございます。そのため、この間の地価の変動や仮設校舎のリース期間の変更により事業費が増加しましたが、このたび令和 7 年 4 月の新校開校を目指して取り組んでいくこととしたところでございます。新校の開校までの間、周辺校におきましては、仮設校舎の設置等に伴う校庭の狭隘化により運動会等の学校活動に支障が生じ、御不便をおかけすることとなり、大変心苦しく感じております。新校の設置につきましては、今後、新川崎地区全体の良好な教育環境の確保を図る上で欠かすことのできない取組であると考えておりますが、その間の周辺校の状況につきましては、私としても課題として重く受け止めているところでございます。子どもたちの健全な成長発達のため、良好な教育環境を確保していくことは教育委員会の責務であり、また、新校の設置に当たりましては、当該地区の関係者のみならず、周辺校の地域の皆様の御理解や御協力が欠かせないものと考えております。周辺校における教育環境の確保に向けましては、子どもたち一人一人が快適に学び、活動し、健やかに成長できるよう、また、保護者の方々等の御理解、御協力がいただけるよう、教育委員会といたしましても、学校等とも相談しながら適切に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 宮脇 護登壇〕

◎健康福祉局長（宮脇護） 特別定額給付金事業についての御質問でございますが、初めに、オンライン申請の停止についてでございますが、市ホームページをはじめ、市政だよりや市公式のLINEアカウント、タウンニュースなどの各種広報媒体を活用し、市民の皆様に混乱の生じることのないよう、分かりやすく丁寧な周知に努めてまいります。また、本市の特別定額給付金は、6月11日以降、ぴったりサービスの申請手続が進められなくなることから、オンラインによる誤った申請を防ぐことができるものと考えております。

次に、川崎市特別定額給付金コールセンターにつきましては、6月から30回線を60回線に増設して対応に当たっているところでございますが、申請書の発送完了直後におきまして、問合せの増加により、一時電話がつながりにくい状況が生じたところでございます。現在、問合せの8割程度に回答できている状況でございます。今後におきましては、問合せ件数の推移を踏まえながら、必要に応じて回線の増設等を検討してまいりたいと存じます。

次に、福祉施設再編整備計画についての御質問でございますが、初めに、指定管理施設の民設化後における大規模修繕等に対する補助制度の具体化に向けた検討を進めていくに当たりましては、譲渡先法人において、将来の建て替えや大規模修繕に向けた建物の減価償却費等の積立てが存在しないことなどを留意しながら進めていく必要があるものと考えております。次に、今回譲渡を予定している障害者施設につきましては、維持運営に関わる不具合等はないものと認識しておりますが、今後、故障等が発生した場合には必要な対応を図ってまいりたいと存じます。また、譲渡後の将来的な修繕等につきましては、施設運営法人の御意見等を伺いながら、現在進めている補助制度の具体化に向けた検討の中で整理してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（花輪孝一） 織田議員。

◆50番（織田勝久） あとは委員会に質問を譲り、代表質問を終わります。